

岩手県告示第 614 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 盛岡和賀線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市太田第 44 地割 242 番地先から 256 番地先まで	新	A m 20.5~11.7	m 148.9
花巻市太田第 44 地割 203 番 1 地先内		B 25.9~23.0	104.5
花巻市太田第 44 地割 242 番地先から 256 番地先まで	旧	A 20.5~11.7	148.9

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 8 月 22 日から同年 9 月 22 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宮古岩泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市館合町 125 番 2 地先から 23 番 4 地先まで	新	m 51.5~10.8	m 500.0
	旧	20.2~8.5	500.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 8 月 22 日から同年 9 月 22 日まで